

富良野消費生活センター平成 25 年度消費相談報告

平成 25 年度の消費生活相談の特徴は、総件数は昨年に比べるとわずかに減少しました。購入形態としては「店舗の信用性について」の問い合わせが相次いだことにより店舗購入と全国的に問題となった「健康食品の送り付け」の相談が多かったため電話勧誘が昨年より増加しました。

相談件数：23 年（176 件）・24 年（188 件）・25 年（183 件）

訪問販売は減少傾向ですが、布団・リフォーム工事の訪問販売では被害金額が拡大し。儲け話の詐欺的勧誘等、勧誘方法がより巧妙・悪質になり、同じ人が被害に遭っていることから、一層の注意が必要です。

主な相談内容としては、依然として通信販売の相談が 3 割強を占め、携帯・スマートフォン・パソコンへの不当請求、インターネット通販やインターネット回線のトラブルの相談が多く寄せられました。

不当請求の最近の傾向として「以前利用したサイトの退会手続きが完了していない。連絡がない場合は身辺調査に入る」と脅迫的なメールを送り、連絡をさせようとしています。

☆平成 25 年度相談内容件数（商品・サービス）トップ 5

	商品・サービス	内 容
1	運輸・通信サービス	・携帯、スマホの不当請求 ・インターネット回線の加入勧誘 ・受信料
2	食料品	・健康食品 ・乳製品 ・海産物
3	金融・保険サービス	・投資話（詐欺的勧誘） ・債権回収 ・保険
4	教養・娯楽品	・音響映像製品 ・書籍印刷物 ・資格商法
5	商品一般	・不審電話 ・不審メール ・消費税

☆悪質商法の被害にあわないためには

必要のない物は毅然とした態度でキッパリ断りましょう！

消費トラブルで困ったときは消費生活センターへ

○富良野消費生活センター ☎ 39 - 1166 〈月曜～金曜 10 時～ 16 時〉

平成 26 年度北海道立特別支援教育センター巡回教育相談

巡回教育相談とは

障害やその疑いのあるお子さんと保護者を対象に、就学などに関する教育相談を次の会場において行います。

相談は無料で、時間は 90 分です。相談内容については、保護者の了解なく他へ知らせることはありません。

相談の対象者

(1)次年度小学校へ就学予定のお子さんの就学に関する相談をご希望の方

(2)学校へ就学後、教育の場の変更について相談をご希望の方(各会場の相談件数の範囲内でお受けします。)

申込先

6 月 30 日(月)までに、町教育委員会学校教育係へ電話 (☎ 52 - 2145) により申込みください。

なお、申込多数の場合は、来年度小学校に就学予定のお子さんの教育相談の申込みが優先されます。

相談においでになる場合は

相談は、必ずお子さんと一緒に受けてください。なお、相談を受ける際には相談希望者に教育委員会から後日配布する「心とからだの育ち」をお持ちください。

また、母子健康手帳、身体障害者手帳や療育手帳(交付されている場合)、保育所などでの記録(絵や作文など)を持参していただければ、相談の資料になります。

■相談日と会場

月 日	時 間	場 所
8 月 26 日(火)	8 : 30 → 17 : 00	市立富良野図書館 (若松町 5 - 10) ☎ 39 - 2320
8 月 27 日(水)	8 : 30 → 17 : 00	
8 月 28 日(木)	8 : 30 → 17 : 00	
8 月 29 日(金)	8 : 30 → 15 : 30	

●来所教育相談

北海道立特別支援教育センターでの相談を希望される方は、直接、当センターに電話でお申込みください。
北海道立特別支援教育センター

☎ 064 - 0944

札幌市中央区円山西町 2 丁目 1 番 1 号

☎ 011 - 612 - 5030(教育相談専用電話)